

## 休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

2018年1月から『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）』が施行されております。この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金等（「休眠預金等」）については最終異動日等から10年6カ月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構へ移管させていただきます。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、お客さまの預金等を預金保険機構へ移管させていただいた後も、お客さまが島根銀行でのご請求手続きを行っていただくことで払出しすることができます。

### 【休眠預金等の定義】

1. 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険法の付保対象とされているなどの条件を満たした休眠預金等活用法の対象となる預金を表します。
3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
  - ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
  - ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日（いわゆる満期日）など
  - ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の金額等の事項を通知した日（当該通知は最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について実施し、当該通知が当該預金者等に到着した場合等に限り当該通知の発送日を最終異動日等とします。）
  - ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日
4. 「異動」とは、当該預金等に係る預金者等（またはその他関係者）がおこなう「引出」、「預入」、「振込」、「その他の事由」をいい、次のページにあるお取引が該当します。

# 異動に該当するお取引の一覧

平成 30 年 1 月 1 日現在

| 預金等の種類                | 法定異動事由   | 島根銀行が認可を受けている異動事由  |    |    |    |    |                                  |
|-----------------------|--|--------------------|----|----|----|----|----------------------------------|
|                       |  | 通帳                 |    |    | 証書 |    | ご契約内容の変更または<br>お客さま情報の変更<br>(※2) |
|                       |  | 発行                 | 記帳 | 繰越 | 発行 | 繰越 |                                  |
| 当座預金                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引出</li> <li>・ 預入</li> <li>・ 振込の受入れ</li> <li>・ 振込による払出し</li> <li>・ 口座振替その他の事由による債権額の異動</li> <li>・ 手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求</li> <li>・ 預金者等による公告の対象となっている預金等に係る情報の提供の求め</li> </ul> |                    |    |    |    |    | ①                                |
| 普通預金                  |  | ○                  | ○  | ○  |    |    | ①、②                              |
| しまぎんインターネット普通預金       |  |                    |    |    |    |    | ①、②                              |
| 総合口座(※1)              |  | ○                  | ○  | ○  |    |    | ①、②                              |
| 貯蓄預金                  |  | ○                  | ○  | ○  |    |    | ①                                |
| 納税準備預金                |  | ○                  | ○  | ○  |    |    | ①                                |
| 定期預金(※1)              |  | ○                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ①、②                              |
| フレッシュ積立式定期預金(一般型)(※1) |  | ○                  | ○  | ○  |    |    | ①                                |
| 通知預金(※1)              |  | ○                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ①                                |
| 財形預金                  |  | 休眠預金活用法の対象ではございません |    |    |    |    |                                  |
| マル優                   |  |                    |    |    |    |    |                                  |
| 譲渡性預金                 |  |                    |    |    |    |    |                                  |

(※1)「総合口座」や「通帳により複数の契約をお預かりすることのできる商品(通帳式の定期預金・フレッシュ積立式定期預金(一般型)・通帳式の通知預金が該当します)」は、その通帳内の商品のいずれかに“異動となるお取引”が生じた場合に、その通帳内の全ての商品に対して“異動となるお取引”が生じたものとしてお取扱いをいたします。

(※2)「ご契約内容の変更またはお客さま情報の変更」の①②は以下の異動事由を示しております。

- ①取扱店の変更または相続手続きにおける名義変更等
- ②預金種類等の変更(例として以下のお取引をいいます。)
  - ・「普通預金」…決済用預金への変更または決済用預金からの変更、インターネット普通預金への変更等
  - ・「しまぎんインターネット普通預金」…普通預金または総合口座への変更等
  - ・「総合口座」…普通預金またはインターネット普通預金への変更等
  - ・「定期預金」…通帳から証書への変更または証書から通帳への変更等

異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがございます。

ご不明な点は、お取引のある島根銀行の本支店へお問合せください。